

【改正要旨】寒河江市建設工事週休2日確保工事実施要領

1 改正要旨

山形県県土整備部週休2日確保工事実施要領の改正(令和6年10月1日施行)に合わせて、下記の内容で改正するものです。

2 改正概要

- (1) 対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所又は交替制に取り組む「月単位の週休2日」を新設する。
- (2) 発注者指定型では当初から月単位の週休2日の補正を行い発注する。
- (3) 月単位の週休2日を実施できなかった場合、通期の週休2日の補正を行う。
- (4) 「週休2日確保工事実施証明書」は、月単位の週休2日を達成した場合に発行するものとする。
- (5) 別紙1(積算方法)の改正
 - ア 現場の閉所状況について、「4週8休以上」を「月単位の週休2日」と「通期の週休2日」細分化した。
 - イ 補正方法について、[発注者指定型・受注者希望型]及び[受注者希望型(交代制)]とも各経費の補正係数を廃止し、「山形県県土整備部週休2日確保工事実施要領」及び「山形県農林水産部週休2日確保工事実施要領」に定める補正方法を準用することとした。